

農業生産活動等(全協定)

ア 耕作放棄の防止等の活動(必須)

耕作放棄の防止等の活動においては、「農地の法面管理」が77%と最も高く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が44%となっている。また、「鳥獣被害防止対策」も40%の協定で行われている。

耕作放棄の防止等の活動(1つ以上選択)

	集落協定 総数	賃借権 設定・農 作業の委 託	既耕作 放棄地の 復旧	既耕作 放棄地の 林地化	既耕作 放棄地の 保全管理	農地の 法面管理	鳥獣被 害防止対 策	限界的 農地の林 地化	簡易な 基盤整備	土地改 良事業	自然災 害を受け ている農 用地の復 旧	地目変 換	その他
協定数 (割合)	28,309 (100.0%)	12,533 (44.3%)	285 (1.0%)	16 (0.1%)	1,735 (6.1%)	21,845 (77.2%)	11,408 (40.3%)	112 (0.4%)	3,649 (12.9%)	485 (1.7%)	441 (1.6%)	127 (0.4%)	729 (2.6%)

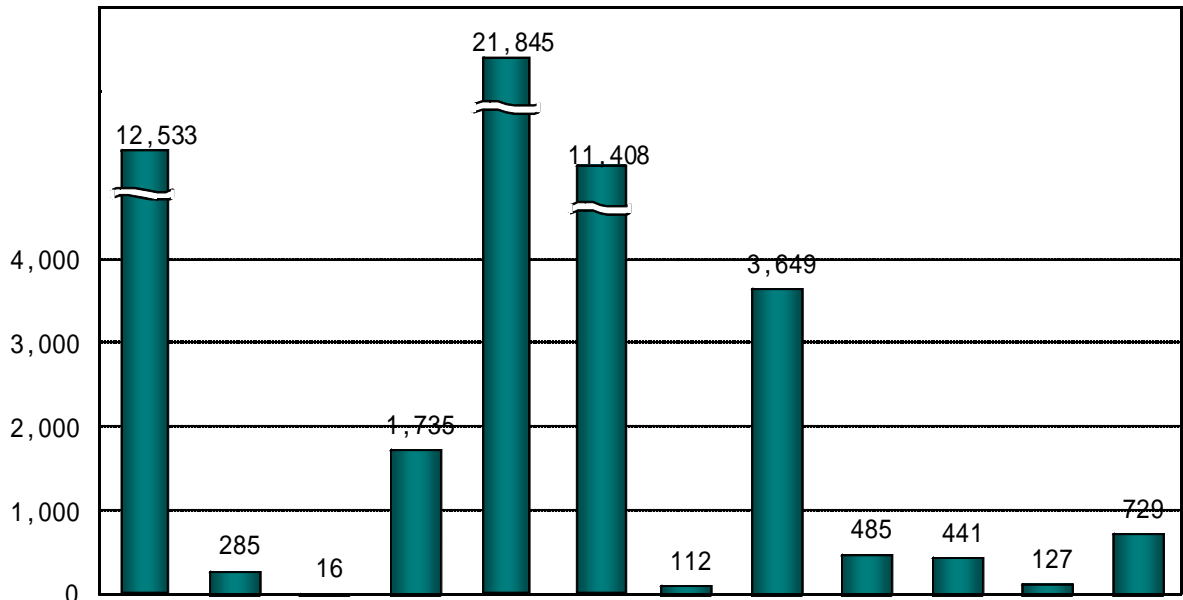
「その他」には、「農用地の定期的点検」、「家畜放牧による耕作放棄地管理」等がある。

水路・農道等の管理(1つ以上選択)

	集落協定 総数	水路の管 理	農道の管 理	その他の 施設の管 理
協定数 (割合)	28,309 (100.0%)	27,025 (95.5%)	28,129 (99.4%)	1,599 (5.6%)

「その他施設の管理」には、ため池や揚水機の管理等がある。

集落協定数 (図)耕作放棄の防止等の活動



～ は、上表の項目に対応した番号

イ 多面的機能を増進する活動（必須）

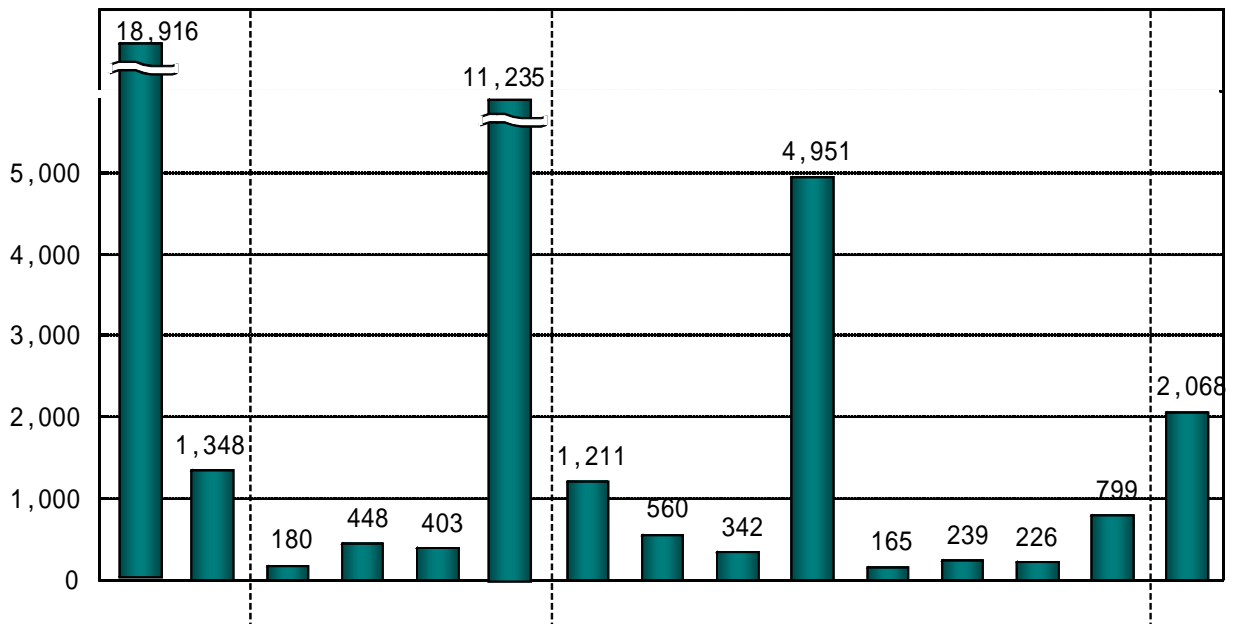
多面的機能を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈」が67%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」40%、「堆きゅう肥の施肥」18%となっている。

多面的機能を増進する活動（1つ以上選択）

	集落協定 総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組							その他 活動	
		周辺林 地の下草 刈	土壌流 亡に配慮 した営農	棚田 オーナー 制度	市民農 園等の開 設・運営	体験民 宿（グリー ン・ツーリ зм）	景観作物 の作付け	魚類・ 昆虫類の 保護	鳥類の 餌場の確 保	粗放的 畜産	堆きゅう 肥の施肥	拮抗作 物の利用	合鴨・ 鯉の利用	輪作の 徹底		緑肥作 物の作付 け
協定数 (割合)	28,309 (100.0%)	18,916 (66.8%)	1,348 (4.8%)	180 (0.6%)	448 (1.6%)	403 (1.4%)	11,235 (39.7%)	1,211 (4.3%)	560 (2.0%)	342 (1.2%)	4,951 (17.5%)	165 (0.6%)	239 (0.8%)	226 (0.8%)	799 (2.8%)	2,068 (7.3%)

「その他活動」には、「都市農村交流イベントの実施」、「学童等の農業体験の受入れ」等がある。

集落協定数 (図) 多面的機能を増進する活動



～ は、上表の項目に対応した番号

農業生産活動等の体制整備

ア 農用地等保全マップの内容

農用地等保全マップの内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が81%と最も多く、次いで「鳥獣被害防止対策」44%、「農作業共同化又は受委託等」23%となっている。

農用地等保全マップの内容

	体制整備単価協定総数	作成内容				
		農地法面、水路・農道等補修・改良	鳥獣被害防止対策	既耕作放棄地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	その他将来に向けた適正な農用地保全
協定数 (割合)	13,227 (100.0%)	10,664 (80.6%)	5,789 (43.8%)	200 (1.5%)	3,025 (22.9%)	618 (4.7%)

イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

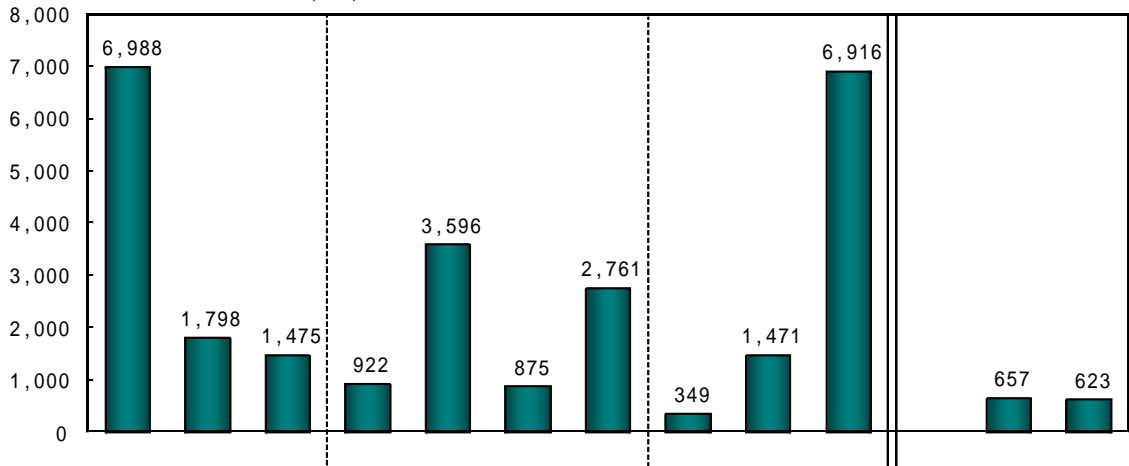
農業生産活動等の継続に向けた活動の内容をみると、A要件を選択した協定が12,120協定、B要件を選択した協定が1,279協定あった。

A要件の中で、最も多く選択されている活動項目は「機械・農作業の共同化」の58%であり、次いで、「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」57%、「認定農業者の育成」30%、「担い手への農作業の委託」23%となっている。また、B要件では「集落を基礎とした営農組織の育成」が51%となっている。

農業生産活動等の継続に向けた活動の内容

	体制整備単価協定総数	A要件										B要件			
		A要件選択協定数	生産性・収益向上			担い手育成				多面的機能の発揮			B要件選択協定数	集落を基礎とした営農組織の育成	担い手集積化
			機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	新規就農者の確保	認定農業者の育成	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	保健休養機能を活かした都市住民等との交流	自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携			
協定数 (割合)	13,227	12,120 (100.0%)	6,988 (57.7%)	1,798 (14.8%)	1,475 (12.2%)	922 (7.6%)	3,596 (29.7%)	875 (7.2%)	2,761 (22.8%)	349 (2.9%)	1,471 (12.1%)	6,916 (57.1%)	1,279 (100.0%)	657 (51.4%)	623 (48.7%)

集落協定数 (図) 農業生産活動の継続に向けた取組の内容



～ は、上表の項目に対応した番号